平成２２年（フ）第４３９号
和歌山市福島556番地の45
債務者　中谷　智重
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４６７号
和歌山市松江中１丁目６－８　グレース松江203号、住民票上の住所和歌山市梅原254番地の23
債務者　椿原ひとみ（旧姓岩﨑）
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４７９号
和歌山市西庄197番地の47
債務者　髙岡　鉄也
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４８７号
和歌山県岩出市山崎115、住民票上の住所和歌山県岩出市山崎228番地
債務者　藤原　和美
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４９０号
和歌山県橋本市原田111番地の６
債務者　大西　正明
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４９４号
和歌山市毛見1061番地の15　シーサイドさち303号
債務者　馬崎　恭輔
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４９５号
和歌山市毛見1061番地の15　シーサイドさち303号
債務者　馬崎　順子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４９７号
和歌山県海南市鳥居131番地
債務者　木下　善博
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５０１号
和歌山市杭ノ瀬140番地の６
債務者　北垣　民一（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５０４号
和歌山県紀の川市桃山町市場612番地４
債務者　川村　節子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５０５号
大阪府羽曳野市東阪田338番地
債務者　川村　侃**𠮟**
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５１０号
和歌山市有本800　グリーンフル紀の川105号、住民票上の住所和歌山市加納272番地の３
債務者　藤井サチ子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１１２号
香川県高松市高松町1719番地２パークハイム石塚305号室
債務者　安部　早人
1　決定年月日時　平成22年９月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２７２号
香川県高松市六条町1360番地５
債務者　竹内　　誠
1　決定年月日時　平成22年９月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３３９号
香川県高松市香川町川東上1752番地11
債務者　宮野　清歌（旧姓栗）
1　決定年月日時　平成22年９月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１５７号
長崎県大村市久原１丁目866番地９
債務者　宮﨑　清子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１６０号
長崎県諫早市原口町931番地　上山アパート６号、前住所長崎県島原市上の原１丁目6263番地
債務者　引藤　一世（旧姓野口）
1　決定年月日時　平成22年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係